

航空宇宙関連産業認証取得等支援事業補助金 交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 本事業は、県内企業の航空宇宙関連産業への新規参入及び取引拡大を支援するため、参入する際に必要となる認証取得や国際展示会へ出展等を行う県内企業に対し、予算の範囲内で、航空宇宙関連産業認証取得等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「県内企業」とは、福島県内に企業活動の拠点（営業所、開発拠点、生産拠点等）を有する事業者をいう。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助金は、県内企業が行う別表1に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について補助するものとし、その額は、補助対象経費の2分の1以内で、知事が定める額とする。なお、補助金の額は別表1のとおりとする。

2 本要綱により補助金の交付を受けようとする事業経費は、他の補助金の交付を受けていないものに限る。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助企業は、規則第6条第1項の規定に基づき補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の計画内容及び補助対象経費の総額を変更しようとするとき又は補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、航空宇宙関連産業認証取得等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

（1）補助事業に要する経費（補助金の交付の対象となる経費に限る。）の20%以内の減額

（2）事業計画の細部を変更する場合

（遅延等の報告）

第6条 規則第6条第1項第3号に規定する報告は、第4号様式によるものとする。

（取り下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第8条 補助企業は、当該補助事業が完了したときは、様式第5号に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して15日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- （1）実績報告書（様式第5号及び別紙1、別紙2）
- （2）領収書又は支払いを証する書類（写）
- （3）事業の成果を確認できる書類
- （4）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の請求）

第9条 補助企業は、補助事業が完了したときは、速やかに、様式第6号を知事に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第10条 知事は、補助企業が次の各号の一に該当するときは、この補助金の全部又は一部を取消すことができる。

- （1）補助企業が所定の期日に業務を遂行しないとき。
- （2）補助企業が所定の期日に明らかに業務を遂行することができないと認められるとき
- （3）補助企業が解除を申し出たとき。
- （4）補助企業又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関与している団体等。

（財産の処分の制限）

第11条 取得財産等のうち、規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格または効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品と

する。

- 2 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。
- 3 県は、補助金の交付を受けた企業が前項の規定による期間内に取得財産等を処分した場合は、企業に対し、その収入の全部または一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。

(会計帳簿の整備等)

第12条 補助企業は、補助金の收支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならぬ。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第13条 補助企業は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助企業は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助企業は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第7号を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(成果の発表等)

第15条 知事は、補助事業が完了したときは、補助企業にその成果を発表させることができる。

(書類の提出)

第16条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正副1部とする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1
補助対象事業及び補助対象経費

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の上限
1. 認証取得	航空宇宙関連産業への参入のため必要となる認証取得事業対象となる認証は以下のとおり。 ①JISQ9100 (ISO9001をベースに航空宇宙関連産業特有の要求事項を織り込んだ世界標準の品質マネジメント規格)	・申請料、審査料、認証料（初回登録料） ・その他知事が必要と認める経費	1／2以内 (ただし、イノベーション・ココスト構想に貢献するものは、2／3以内)	100万円
	②Nadcap (航空宇宙産業における特殊工程や製品に対する国際的な認証制度)	・申請料、審査料、認証料（初回登録料） ・翻訳料、通訳料 ・その他知事が必要と認める経費		100万円
	③認証取得に向けた研究活動	・知事が必要と認める経費		50万円
2. 取引拡大	①航空宇宙関連産業における取引拡大に向けた取り組み	・国際展示会等出展費用（※福島県が出展するブースへの出展経費は対象外） ・一貫生産に向けた企業間連携による試作品等作成に関する経費 ・その他知事が必要と認める経費	1／2以内 (ただし、イノベーション・ココスト構想に貢献するものは、2／3以内)	100万円
		・次世代航空モビリティの一の製造に必要なユニット品を連携して製造するために必要な経費（部材調達費、旅費、機械装置費、外注費、施設費）		1000万円

		・技術力向上等のためコンサルタントとの契約に係る経費		100万円
	②航空宇宙関連産業における取引拡大に向けた機械設備購入	・取引拡大等に必要な機械装置（ソフトウェアを含む。）の購入等に必要な経費及び工具器具備品（耐用年数1年以内のものを除く）の購入等に要する経費。		1000万円
3. 人材育成	本県の航空宇宙関連産業の中核を担う人材育成のための取り組み	・県外で開催される航空宇宙関連産業に関するセミナー受講料等で、知事が必要と認めたもの	1／2以内 (ただし、イノベーション・コスト構想に貢献するものは、2／3以内)	50万円

※1 交付決定前に既に支出済みの経費は対象外となります。

※2 イノベーション・コスト構想に貢献するものとは、「福島県浜通り地域」（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）に企業活動の拠点（営業所、開発拠点、製造拠点等）を有する事業者、あるいはこれらの事業者と連携する事業者が実施する事業とします。